

議案第36号

世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 公共物の占用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例

世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表2の部第1種の項中「3, 383」を「3, 641」に改め、同部第2種の項中「1, 015」を「1, 092」に改め、同部第3種の項及び第4種の項中「3, 383」を「3, 641」に改め、同部第5種の項中「1, 691」を「1, 820」に改め、同部第6種の項中「3, 383」を「3, 641」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区公共物管理条例の規定は、令和3年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。